

学長選考会議に関する主な検討項目

| 項 目 | 専門部会検討結果 |
|-----------------|---|
| 構成 | 経営審議会及び教育研究審議会から各々同数選出された者 「基本方針」に同じ 理事長 = 学長は、委員から除外する。 |
| 定数 | 各3人 |
| 学外者の参画の有無及びその人数 | 委員には学外者が含まれるようにしなければならない。 |

【定款記載例】

(理事長の任命等)

第 条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、大学の学長となるものとする。

3 第一項の申出は、大学の学長となる法人の理事長(以下「学長となる理事長」という。)を選考するため大学に設置される機関(以下「学長選考会議」という。)の選考に基づき行う。

4 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員各 名をもって構成する。

一 第 条第二項第 号から第 号までに掲げる者(理事長を除く経営審議会の構成員)の中から同条第一項に規定する経営審議会において選出された者

二 第 条第二項第 号から第 号までに掲げる者(学長を除く教育研究審議会の構成員)の中から同条第一項に規定する教育研究審議会において選出された者

5 学長選考会議の委員には、法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。

附 則

(最初の理事長の任命の特例)

法人の成立後最初の理事長の任命については、第 条第 項の規定にかかわらず、法人の申し出によることを要しないこととし、知事が行う。

学長選考機関

- | | |
|--|-----------|
| 1 制度の概要 | 地方独立行政法人法 |
| ・学長となる理事長の任命は、法人の申出に基づき設立団体の長が行う。 | § 71 |
| ・法人の申出は、選考機関の選考に基づき行う。 | § 71 |
| ・選考機関は、経営審議機関の構成員から当該機関において選出された者、教育研究審議機関の構成員から当該機関において選出された者で構成する。 | § 71 |

<地方独立行政法人法>

第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとしてすることができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第5項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第5項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で2以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第77条第1項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第3項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

- | | |
|--|---------|
| 2 国立大学法人の状況 | 国立大学法人法 |
| ・学長の任命は、法人の申出に基づき文部科学大臣が行う。 | § 12 |
| ・法人の申出は、学長選考会議の選考に基づき行う。 | § 12 |
| ・学長選考会議は、経営協議会において選出された者、教育研究評議会において選出された者、各同数で構成する。 | |
| ・学長選考会議は、委員総数の3分の1を超えない範囲で、学長又は理事を委員に加えることができる。 | § 12 |

3 宮城大学の法人化基本方針

- ・学長を選考する機関として、「学長選考会議（仮称）」を置く。
- ・学長選考会議（仮称）は、経営審議会（仮称）及び教育研究審議会（仮称）から選出された者各々同数で構成することを基本とし、その人数や選考方法等については、検討を行う。
- ・学長の任命（解任）は、学長選考会議（仮称）の選考（申出）に基づき行うものとするが、具体的な選考等の方法については、検討を行う。

基本方針
第2,1(9)

4 先行法人の状況

(1) 学長選考機関の構成及び定数

| 区 分 | 定 数 | 法人数 |
|------------------------------|----------|------|
| 経営審議機関，教育研究審議機関から各同数 | 各3人 計 6人 | 25法人 |
| | 各4人 計 8人 | 4法人 |
| | 各5人 計10人 | 2法人 |
| その他(経営審議機関から3人，教育研究審議機関から2人) | 計 5人 | 1法人 |

(2) 理事長等の取扱い

| 区 分 | 法人数 |
|--|------|
| 定款に規定 経営審議機関選出の委員から理事長を除外 教育研究審議機関選出の委員から学長を除外 等 | 20法人 |
| 定款に規定なし | 12法人 |

(3) 学外者の参画

| 区 分 | 定 数 | 内 訳 | |
|----------------|------|----------|-----|
| 学外者の参画を定款に規定 | 18法人 | 総数の1/2以上 | 2法人 |
| | | 各1人以上 | 5法人 |
| | | その他 | 3法人 |
| | | 人数の規定なし | 8法人 |
| 学外者の参画を定款に規定せず | 14法人 | | |